第５期岡山県障害者計画の改定内容

（　）は、改定素案の頁

１　計画期間

計画期間の終期を、令和１０年度から令和１１年度に延長
（計画期間は令和６年度から令和１１年度までの６年間とする。(P. ３)）

２　見直した数値目標

（１）計画期間の終期の延長に伴う、「第５期岡山県障害者計画」に係る数値目標の設定
(P. 58～59)

（２）国の基本指針の改正内容を踏まえた、「第８期岡山県障害福祉計画」及び「第４期岡山県障害児福祉計画」に係る項目の追加及び数値目標の設定（P. 64～70）

＜追加した項目＞

① 施設入所者の地域生活への移行等
居室の個室化・ユニット化等に取り組む障害者支援施設数など

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
退院後の再入院率、心のサポーター数など

③ 福祉施設から一般就労への移行等
就労選択支援事業の利用者数

④ 障害児支援の提供体制の整備等
強度行動障害の状態にある児の状況の把握など

⑤ 相談支援体制の充実・強化等
のぞまないセルフプランの件数

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、生産性向上
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置など

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
障害福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率など

⑧ 高次脳機能障害者に対する支援
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数、相談件数など

３　障害福祉サービス等の見込量

各地域で必要とされる障害福祉サービス等の充足を目指して、市町村が算出した見込量を基に、令和９年度から１１年度までの見込量を設定（P. 71～99）

※見込量については、基礎となる各市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定途中であり、今後変更することがある。